## 本書の問題意識

ここでは本書全体の構成と、そのなかでの個別論文の意図を述べ、読者が読むに当たっての手懸かりとしたい。

るかに離れてしまった今日だが、憲法が改正された時、初めて「戦後」は終わるのである。 することを支えているのは「平和国家」の理念であり、戦力不保持の憲法第九条である。戦争直後の理想主義からは 去」 アンドルー・ゴードン編 『歴史としての戦後日本 上』 みすず書房、二〇〇一年)、七五年間をひとまとまりの時代と理解 国人の日本研究者のなかには、日本の「長い戦後」の呼称に疑問をもつ人もいるが (キャロル・グラック 「現在の中の過 る。他方で「戦後」という時代呼称はその七五年間を一つのまとまりある時代と理解していることを示している。外 二〇二〇年は第二次世界大戦の終結の後、七五年目に当たる。七五年という数字はほぼ人の一生に当たる歳月であ

年は「スターリングラードの攻略戦でのあの恐ろしい体験を思い出しただけでも、近代戦の残虐さに今でも体が震え るほどです。……私はもう二度と再びどんなことがあっても兵隊にはなりません。……ですから私達は声高らかに叫 連史と中国史の専門家からは、 会 (日本戦没学生記念会) が、各国民の戦争体験の比較のため各国史の専門家に報告を依頼したとき、依頼されたソ ぶのです。オーネ・ウンス、オーネ・ウンス (僕らはごめんだ)] と語っている (和田春樹「私の戦後史」『思想の科学』 第 ともあれこの七五年間、 何か非常の事態があればその度に思い起こされるのは戦争の影であった。かつてわだつみ わが国では戦争体験という用語がないとの回答が返ってきた。ただし、ドイツの一青

それは日本人が「戦争体験」として語るものと、よく似た体験談であり、 戦争は非人道な罪悪であるとの実感で

i

七次創刊号、

一九八一年四月)。

料となるものであろう。ところが日本では、歴代政府の方針にもとづき、七五年を経過してもその戦争の呼称は、 はなかったのか。戦争の呼称は戦争の世界史的位置づけを表現するものである。その呼称を、こっそりと隠れて認定 行政文書のなかに生きているのである。「大東亜戦争」とは、大東亜共栄圏の建設をめざした戦争を美化した名称で 界史的位置づけとともに曖昧なままなのである。他方で「大東亜戦争」の呼称は、 あっても、そのなかには各国民の共通認識の基礎となるような戦争への切り口が必ずあるのであり、共通の あった。こうした戦争=罪悪論的な見方には、 て、厚生省の公文書のなかで使われるようになった。その呼称は、「戦時」と「戦地」の認定と不可分の概念として、 国民の間には共通の了解も合意もないままである。このように日本の戦争の根幹を明らかにすることは、その戦 ある種の普遍性があったと思われる。たとえ個別の認識には問 戦後の軍人恩給の復活を機とし の材

## 学問を始めた頃

争責任を問い、

僕たちが同時代の歴史に向きあうことに繋がっているのである。

失望しかけていた。とはいえ僕は二年生の初めに、歴史学の全学サークルに入ったときにも、まさか自分が将来歴史 史の安丸良夫の論文に衝撃を受けて、その方法的視点の解明に夢中になったものである。 などを輪読した。大学の歴史サークルで出会った北河賢三君は早熟な歴史青年だった。僕は三年生の時に、 史科学研究会では、思想史部会をつくる中心となって活動し、戸坂潤の「イデオロギーの論理学」や民衆思想史研 の研究者になるとは思わなかった。もともと歴史は趣味に過ぎなかった筈なのに、その勉強に打ち込んで、大学院で は文学研究科史学専攻に入学するということになった。また、大学一年生の途中で入会した、旧講座派系統の東京歴 大学に行けば本格的な学問が出来るはずだと大いに期待して入学した僕は、一年の一学期の末には、早くもそれに 民衆思想

とはいえ僕は、

なかなか自分の独自の研究テーマが決まらなかった。後から考えれば、

僕のめざした研究領域

は出先

状況に対峙して個性的に生きる無名の人を取り上げる、僕なりの手法も追跡していった。 書きながら、思想史・文化史・社会史の研究をめざして、遠回りしながら自分のテーマに近づいていった。時代の大 状況を意識し、新聞・雑誌の記事・論説を使って、社会の実相を分析する方法を自分なりに開発した。またその間 は当然である。大学院でも僕のようなテーマを掘り下げる人には出会わず、僕は関心のある農村経済史などで論文を 行研究に乏しく、方法論もはっきりしなかったのであるから、 初学者の僕がどう接近したらよいか分からなかったの

心動かされたのか、そのどちらかであった。 成長していった。この世代の人たちの切り開いた軍事史・政治史の道を隣に見ながら(東京裁判研究会には僕も参加 の藤原彰さん、今井清一さん、中村正則さん等は、僕にとってはいわば大先輩・先生筋に当たる人たちであった。こ 歴史学研究会の部会を基準とした日本現代史研究の領域でいえば、僕は第二世代の研究者の一人であり、 僕がテーマの選定で比較的その範囲が広いのは、 世代の人々は、もともと何の人的な繋がりもないのに、 僕はやがて自分なりにファシズム期の文化論、 広汎な社会事象を追っていたためか、 社会史、国家神道などの新たな領域に手を染めたのであ 僕を講座ものの執筆者に選んでくれ、僕は一作ごとに はっとするような事例に 第 一世代

## 本書の構成と収録論文について

域 く現在ある分の倍くらい)の一部と照らし合わせて、 0 東京都立大学に一部分しか残っていない『翼賛国民運動史 網羅的な住民組織である町内会を防空の柱とする政策が決定された。この頃から、 部は 国民統合と社会」は、 「戦中編」で(一九四一-四五年)、息苦しいあの時代を描こうとしたものだ。第一章「アジア・太平洋戦 一九四〇年を画期とした総力戦体制の構築のための官製国民運動について検討 軍国主義化の進む経緯を叙述してい 全』(翼賛運動史刊行会、 一九五四年) の元原稿 翼賛文化運動や経済統制の矛 る。 民防空に関 (おそら

盾が顕在化した。さまざまな抵抗のなかでも、 在日朝鮮人の経済統制違反の活動や新興宗教の開祖の説法は

激烈なものがあったと言えよう。

その方針をごり押ししたものであった。「錬成主義」とは、官による暴力的支配以外の何ものでもなかった。 は、この四省のなかで比較的後発の司法・厚生の一部所長らが、「錬成主義」への集中一本化論として打ち出して、 青少年補導緊急対策要綱」(一九四二年) と、その実施過程を明らかにしたものである。「要綱」における新たな方針 第二章「太平洋戦争期の青少年不良化問題」は、 内務 司法・厚生・文部の四省の緊急対策として作られた

である。その主張は、 ただし最初に見られたのは、人道主義的な面をもつ司法・厚生の関係者による「錬成主義」一本化論へ 帝国憲法にある司法権の独立によって、他部署の攻撃から守られていたのではないかと思われ 0 強

が重なり合ったところに生じた。軍隊内の相撲が武道として喧伝され、 第三章 「戦時下の相撲界 -笠置山とその時代」 での戦時期の相撲の発展ぶりは、何より軍隊の人気と双葉山人気 各種のアマチュア相撲大会も活性化し、

撲の方は、折から双葉山の連勝の時代で、人気が沸騰する。

る。

発展させようとするものであった。彼の主張は、一方で軍隊の相撲の応援にもなりながら、 この時、 笠置山にいわせれば、 日本の相撲界での理論家と言えるのは、意外にも相撲=武道論の一つを唱えた学生相撲出身の笠置 相撲は厳格な土俵の規定を守りさえすれば、最も自由な動きを追い求め、その人の あらゆる自由 主義 個性を Ш 個人 一であ

主義を頭ごなしで非難する時代の風潮に正面から逆らうものであった。

が雑誌 でも笠置山はインテリの相撲取りで、 僕は戦時下の外来大衆文化の抑圧の代表例として、もともとアマチュアの野球を追いかけようとしていた。ところ 『野球界』を見ると、年に二回、 僕がその議論に魅せられて相撲を研究対象にしたのは、 相撲の本場所の時だけ発行された「相撲号」の方が断然面白いのである。 ほんの偶然であった。

なお胎中千鶴著の『叱られ、 一般書として書かれたものである。 愛され、 大相撲!』(講談社メチエ、二〇一九年) は、 この赤澤の論文を基礎とし骨 !組にし

疎開の準備に追われ、 り立っている。第四章の(一)は、戦争末期の「一億玉砕」が叫ばれた時期に始まるが、人々は都市大空襲のさなか、 第二部の「戦後・占領期編」は、第四章「戦後・占領期の社会と思想」に始まるもので、 精神は「自己喪失」していたというのが実態であろう。 第四章は二つの論文から成

たわけではない。 では、やがて共産党関係のメンバーが主導していく。ただし戦争責任とは何かという点で、 知識人・文化人の戦争責任の追及は、敗戦直後に大新聞社で始まり、その後範囲を拡げていく。 今から考えると戦争責任とは何かについてのしっかりした論争が事前にあれば良かったと思う。そ 共通の討論や合意があ 戦争犯罪 人の 摘

れがその当時最も必要なことであったろう。

よって戦争責任を免罪されており、 らず (天皇の側近の資料がこの時は公開されていなかった)、天皇が戦争への実質的な決定をしたとは思われてはい た。天皇の責任については、この時代では井上清を除いては、形式的な最高責任者としての責任としか考えられてお 第四章の(二)では、 日 本の国家と普遍的な「正義」とを結びつける発想は弱かったと言えよう。 天皇の戦争責任問題も取り上げた。天皇は東京裁判で起訴されず、 開戦を決断した国家への日本人からの責任追及は、 出来ない仕組みとなってい マッ 力 ] サ 1 0 判

省はなかったようである。そうしたなかで出版界の戦争責任を追及しようとして、左翼を含む中小の出 公職追放令の執行を、 出版社は、 第五章「出版界の戦争責任と情報課長ドン・ブラウン」では、出版界の戦争責任追及を取り上げた。 の削減を求めたが、自らの責任についての自覚は希薄であった。ただし中小の 大手であろうと中小であろうと、戦争協力しない出版社はなかったが、 GHQが自分たちに委託しているものと勘違いしていた。 結局GHQが公職追放の権限を委 敗戦後もそれについて十分な反 出版 社 側は 版社は大手の G 中 H 0 Q H

託した事実はなく、 が、それは冷戦政策が途中で検閲の基準に入ってきたからであり、日本社会での多様性をもつ意見の存在を保障し、 充分に考えられていなかったためと言えよう。ドン・ブラウンに関しては、 大手出版社を追放する責任追及は上手く行かなかった。 ともあれ戦争責任ということの意味 陰険なGHQの官僚との評もある

その確保に尽力した側面ももっていたと思われる。

彼らの主張であった。 に繋がる暗い面があることに気づかないで、人間の明るい面だけを見ている人には、ファシズムには孤独な大衆を惹 しかし幸福観は子供の頃からの憧れで、そのイメージは人によって大きく異なり、ニーバーやハックスリーはこの 要素と考えられており、 きつける魅力があることが分からないであろう。これに目覚めないと、現代政治の闇は見極められない、 人間には表裏二つの流れがあって、その隠されている人格に問題があるというのだ。自分のなかには、非合理な暴力 「生まれたままの人」(ワンス・ボーン) と呼ぶと、もう一つは 「生まれ変わる人」 (トワイス・ボーン) であるという。 量的快楽主義」の考えに反対していた。ニーバーらによれば、 次に第六章 「占領の傘の下で― さらに科学と宗教との関係について明らかにしたものである。普通のアメリカ人の間では、「快楽」は幸福 「快楽」を増やして行けば幸福の総量が増大するという「量的快楽主義」が信じられ -占領期の『思想の科学』」は、とりわけアメリカ哲学における幸福観とは 人間には常に二種類の人がいるという。その一つを というのが 何

軍国少年少女であったロスト・ジェネレーション世代の一人の医学生の生活と意識を描いたものである。 東京裁判での連合国の態度に激烈に反発し、 の妥協的な姿勢に憤りを覚えていた。 軍国主義的な世代の発想にこだわり、 第七章「占領期日本のナショナリズム 彼は、 日本のオールド・リベラリストたちの、 最初は好意的であった天皇制に対しても、 理想はともかく、 山田風太郎の日記を通して」は、 実態のうえでは軍備をもたない平和主義に否定的 敗戦の現実が信じられない、 先頃までと打って変わった占領軍 懐疑的な判断へと転換してい Щ 田 は自ら つての

利用する青少年男女に対しては、僅かに将来の希望を見出したのである。 また占領軍兵士に進んで平身低頭する日本人に関しても、 屈辱感を感じていた。 しかし、 休日に酷暑の 図書館

田風太郎の心をも次第に溶かしていく。もともともっていた「支那人」への差別意識を反省する山田は、 ここまでが第二部である。そこには希望も失望も含まれているが、戦後の民主的な体制の影響力は、 頑なだっ 中 国 た山

られたものである。 戦中期と戦後・占領期が重なりあう第三部 「転換期日本の文化」は、この急転回する時代を再検討するために設け

在力を恐るべしと語っていた。

13 れと関連する文化論の盛衰のさまを追ったものであり、ここには総力戦体制からの単純な連続説だけではとらえがた 実態があったことが見てとれる。 第八章「戦中・戦後のイデオロギーと文化」は、 戦中から戦後にかけての、 政府の宣伝する支配イデオロ ギーとそ

とみなされたものにも、 の転換は一八〇度の変化だが、文化はイデオロギー論だけで成り立っているものではない。民主化に抗う反動文化 実態から言えば、 戦中から戦後への変化には連続もあれば断絶もあった。イデオロギーから言えば、 文化的な価値と魅力を備えた地方文化もある。 か

た。 は、 をも学ぼうとしていたが、 あった。人々は戦後に各地で開催された大学講座などに見られるように、語り手の講師の授業の背後にある思想体系 また戦後の文化運動勃興の背景には、 戦前戦中からの工場文化運動の優れた指導者も居り、 それはこれからの自己の生き方の選択とも絡むものであった。 敗戦の衝撃とともに、これまで知らなかったい 詩や文学だけではなく、美術や音楽の領域で長けた人もい わば輝かしい近代へ また、 文化運 の指導者に

補章(一)では、 鶴見俊輔 『戦時期日本の精神史』の書評を取り上げている。「精神史」という標題をつけたのは、

明確な輪郭と型をもった思想史でなく、 からであろう。出生に始まる自身が、これまで因果関係の鎖にどのように縛られていたかをふり返ることだけでも、 した、どこまでも自由な判断で生き方を選ぶことが出来るのだと気付けば、その生き方を激変させることも可能なの 人をいくらか自由にする。その生き方にはさまざまな選択肢があり、過去はどうあれ、今はこれまでの人生とは断絶 より流動的な個人の人生に対する自由度が高 13 精神の歴史を描こうとした

である。

てくれた。鶴見さんは、なかなか誉め上手な人でもあった。 批判が、現在の私にとって有効であるということに感動しました」、「鎖国性と土着性とは区別すべきでした」と書い 僕がこの両者は別物ではないかと批判しているのを見つけ、鶴見さんは、葉書で「一六年ぶりで私のもとに到着した 束する姿勢を「土着性」と呼び、この「鎖国性」と「土着性」の両者は深く結びついているとしていた。これに対し、 上げることとなった。鶴見さんは、 僕が鶴見さんにお会いした時には、 日本人のなかにある外来思想への閉ざされた姿勢を「鎖国性」、 彼は僕の書評を読んでおらず、書評を発表して一六年後にこの抜き刷りを差し 日本人だけで結

仁五郎 「日本歴史の特殊性」 『羽仁五郎歴史論著作集 三』 青木書店、一九六七年) 。 五郎に言わせれば、日本の歴史には「いまだ一度も真実の徹底的な革命がなかった」ということに外ならなかった(羽 徴天皇制論」は、なぜ皇統が「連綿として」前近代の天皇から続いているかについて、問いかけている。 第四部は「象徴天皇制論」に関する近年の注目すべき論文を取り上げた。第四部の主論文、第九章「藤田省三の象 それは羽

が少なく政治問題にもならなかったのに、マスコミ界では暴力の被害者である中央公論社側が、 して謝るという構図がまかり通ることとなった。もし皇室の尊厳をいうなら、それは天皇か宮内庁が、 右翼が、中央公論社の嶋中社長邸を襲って殺傷事件を起こしたことは、皇室に対する不敬行為を糾弾する世論を作 それを刑法の不敬罪復活のきっかけにしようとするものであった。しかし今さら不敬罪の復活には、 なぜか一方的 右翼団体とそ 賛同者

二〇二〇年八月

の一統に断固として抗議すべきであった、というのが藤田の意見である。

子妃は生まれたが、皇室の民主化は進まず、むしろ皇室への報道規制が進んだのであった。 めていることを取り上げて、皇室の民主化が進むことを期待していた。しかしブームは終息し、「平民」出身の皇太 下圭一「大衆天皇制論・正・続」も取り上げられている。松下はそのなかで、国民は皇族の恋愛結婚への肯定感を強 をめぐる、「有識者」のさまざまな提案を批評したものである。そこでは、かつてのミッチー・ブームを分析した松 補章 (二)として取り上げた「近年の象徴天皇制研究と歴史学」は、二一世紀に入ってからの象徴天皇制と女性皇族

という方向が大勢を占める。しかし皇族一般の地位も責務もはっきりしないなかで、なぜ女性皇族なのかについて その後二一世紀になって、有識者の会議において、未婚の女性皇族が今後は皇族としての公務の一端を引き受ける

明確な理由がないとも言えよう。

あった。また、たとえば戦争責任をめぐって、その議論が各方面に波及していく状況をとり上げてい みには捉えられない視点で追跡している。それは、実証的にその当時の社会の実像に迫ることを中心にしたもので 以上のように本書に再録した諸論文では、しばしばイデオロギー的な題材を取り上げながら、 なおイデオロギ

見られる。先行研究の少ない領域の研究だったからであり、 年月を経てから、 ..がかかることもあったからであろう。 ではなぜ、最初の公表から長い時間を経た今、公刊するのであろうか。僕が最初に発掘して、時には二〇年以上の 「今」の研究として扱われていると考えている。 初めて体系的な批判が寄せられるという、 問題の見つけ方や実証の仕方は幸い今なお有効であり、 研究蓄積が現代に近いところにまで及ぶのに、相当の時 あまり一般的ではない経験が、 僕の論文には往々にして 旧稿も今日でも変わ

赤澤史朗